

**みどりの推進審議会**  
区民委員を募集

【対象】区民の方・学識経験者等で構成し、みどりの保護と育成に関する重要な事項を審議しています。

【任期】8月1日現在、区内に1年以上在住で20歳以上の方、3名

【報酬】審議会(年2~3回程度)に出席の都度1万円

【申込み】「新宿のまちとみどり」をテーマとした作文(800字程度)に住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、6月25日(木)までにみどり公園課みどりの係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階)(5273)3924へ郵送(必着)またはお持ちください。選考結果は7月中旬以降に全員にお知らせします。作文は選考以外の目的には使用しません。また、選考結果とともに返します。

**ワーカー・ライフ・バランス**  
推進企業を認定

区内に事業所のある企業を対象とした「ワーカー・ライフ・バランス推進企業認定制度」には、5月12日現在で62社から申請があり、20社をワーカー・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組んでいる企業として認定しています。

今回新たに6社を審査し、1社を認定しました。

【対象】新たに認定した企業

▼社会福祉法人二葉保育園(児童養護施設・乳児院・保育園・地域子育て支援)  
【認定の分野】「子育て支援」「地域活動支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」  
【問合せ】男女共同参画課(3341)

※区では、ワーカー・ライフ・バランスに取り組みたいと考えている企業にコンサルタントを派遣し、支援しています。

**◆講座・催し等の申し込み◆**

①講座・催し名  
②〒・住所  
③氏名(ふりがな)  
④電話番号  
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。  
※費用の記載のないものは、原則無料

## 介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担額軽減

世帯全員が住民税非課税の方へ

ム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とシヨートステイ利用時の居住費(滞在費)と食費の負担額を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、介護サービスを受ける方の所得に応じて利用者負担段階(下表1)により軽減します(下表2)。

現在軽減を受けている方の認定期間は6月30日(火)までです。更新申請書を5月中旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成20年中の所得で判定します。一度非承認となつた方でも、前年所得の減少などで世帯全員が住民税非課税となつた場合は、軽減の対象になります。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階)(5273)4176へ。

表1 利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分	区分	①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設	②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設	③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
第1段階	生活保護を受けている方等	ユニット型個室	【軽減前】1,970円	【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円	
	老齢福祉年金を受給している方		【軽減前】1,640円	【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円	
	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	従来型個室	【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円 第2段階の方…①は420円・②③は490円 第3段階の方…①は820円・②③は1,310円		
	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	多床室(相部屋)	【軽減前】320円	【軽減後】第1段階の方…負担なし、第2・第3段階の方…320円	
第2段階		食 費	【軽減前】1,380円	【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円	

表2 軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額(1日当たり)

※1 基準収入額:世帯員1人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合にのみ受けられます。

現在軽減を受けている方の認定期限は6月30日(火)です。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。

この軽減は、社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合にのみ受けられます。

現在軽減を受けている方の認定期限は6月30日(火)です。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。